



# 正副会長の活動状況

## — 会務報告 —

日本弁理士会 副会長

金本 哲男

平成 28 年 4 月 1 日から日本弁理士会の副会長を務めさせていただいている金本哲男です。

昨年 10 月末から今年の 3 月末まで、毎週火曜日の 10 時～17 時まで計 20 回以上も開催された次年度会務検討委員会において、副会長としての職責はもちろん、その時点での各附属機関、委員会、各支部の活動内容、組織、諮問、答申内容、さらには日本弁理士会並びに各支部の予算の内容等々について説明を受けたり、それに関連する事項を、新年度から副会長となる委員全員で審議、検討するなどして準備をしてきました。もとよりそのような会議、カリキュラムを終えただけでは、副会長として実際に会務に臨んだ場合に、すべて適切に対応できるものではありませんが、日々の会務活動を通じて、副会長としての職務を果たすべく尽力したいと思います。

この原稿を書いているのは副会長に就いてからまだ 3 週間程の頃であり、そのため本稿のタイトルを会務報告と銘打っているものの、未だ報告と言えるだけの実体が伴っていない点があることを予めご了解下さい。

私が担当している会務・委員会は、常議員会、例規委員会、組織改革特別委員会、会員規律に関する特別委員会、役員制度改革委員会、そして会長室、事務局、監事会対応などです。この時点では、未だ立ち上がっていない委員会もあるので、各委員会の審議状況等については具体的には報告できませんが、これら各委員会の委員には、いずれも比較的ベテランの会員が就かれていますので、永年の経験や見識に基づいた議論がなされることと思います。

日本弁理士会もいまや会員数が 1 万 1000 人に達しており、組織としても非常に大きなものとなっております。またそれに伴って各種事業も非常に多岐に亘っており、また内外の関係団体との交流も活発なものとなっております。かかる事情も鑑みれば、日本弁理士会の組織について、短中期、中長期の観点からの検討、改革が急がれるところです。

さらに昨年、弁理士法の改正によって、我々は知的財産に関する専門家として弁理士法の第 1 条に規定され、知的財産に係る制度の適正な運用に寄与し、もって経済及び産業の発展に資する使命があると明記されました。そのため我々の日常の業務がこの使命を適切に果たしているかどうか、我々自身も常日頃から自問しなければならないと考えております。たとえば依頼人からの依頼に対しては、手続自体はもちろんのこと、依頼から手続の完了に至るまで、依頼人が納得するように進めなければなりません。もとより多くの会員はこの点に留意されて職務を遂行されていると思いますが、その一方で依頼人からの苦情があることもまた事実です。

このような現実を直視すれば、悪質な事案については、これまでの通り事後に相応の対応を採ることはもちろんですが、その予防を図るための種々の方策を採ることもまた重要であると考えております。さらにまた会務運営についても自治を維持しつつも、その透明性等の観点などから、外部有識者の方の意見を事後のみならず、事前に伺う機会を担保する制度もまた必要ではないかと考えております。

私が担当している各委員会には、これらの点について審議していただくことを予定しております。

さて今年度は、伊丹会長の任期 2 年目になります。平成 28 年度は「知財立国の未来を切り拓くべく行動しよう！」のスローガンの下に各種事業計画を策定しております。我々を取り巻く環境が依然として厳しい中、現状を打破すべく積極的に行動しようとの思いが込められています。もちろん事業計画における各施策は、内容によっては直ちにその効果が現れるものばかりではありません。とりわけ知財キャラバン活動に代表される中小企業の支援活動は、そのような側面があるかも知れません。しかしながら拱手傍観しては、何も変わらないのです。

会員の皆さん方におかれましては、以上のことをご理解の上、なにとぞ会務へのご協力をよろしくお願い申し上げます。